

安全衛生特別教育規程の一部を改正する件（案）について（概要）

1. 改正の趣旨

- 貨物自動車への荷の積み込み及び貨物自動車からの荷の積卸し作業（以下「荷役作業」という。）には、貨物自動車の荷台からの転落・墜落や、崩れた荷の下敷きになる等の労働災害発生の危険性があることから、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。）において、荷役作業に係る労働災害を防止するため、事業者に対し、一定の要件を満たす貨物自動車における荷役作業を行わせる際に昇降設備を設置することや、荷役作業に従事する労働者に対し保護帽を着用させること等を義務付けている。
- しかしながら、陸上貨物運送事業における労働災害の発生件数は増加傾向にあり、特に荷役作業での労働災害が多発している。このような状況を踏まえ、今般、陸上貨物運送事業労働災害防止協会において「陸上貨物運送業における荷役作業の安全対策に関する検討会」が開催され、令和4年8月26日に報告書が取りまとめられた。
- 当該報告書を踏まえ、今般、安衛則の一部を改正し、テールゲートリフターを操作する業務に従事する労働者に対し、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）第59条第3項の特別教育実施の義務付けを行う予定である。当該改正に伴い、当該業務に係る特別教育の細目を定めるため、安全衛生特別教育規程（昭和47年労働省告示第92号。以下「規程」という。）の改正を行う。

2. 改正の概要

規程第7条の4に、テールゲートリフターによる荷役作業に係る特別教育の以下の細目について規定する。

- ・ 特別教育は学科教育と実技教育によること
- ・ 学科教育において行うべき科目、教育範囲及びその時間
- ・ 実技教育において行うべき教育内容及び時間

3. 根拠条項

- 法第59条第3項
- 安衛則第39条

4. 適用期日等

- 告示日：令和5年3月下旬（予定）
- 適用期日：令和5年10月1日